

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前」の国家公務員共済組合法」という。）」に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）」を「一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「改正前の地方公務員等共済組合法」という。）」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法」を「改正前の国家公務員共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。